

県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る競争入札実施要綱

〔平成22年6月29日〕
〔建技第269号〕

〔沿革〕平成22年6月29日付け建技第269号 平成20年7月1日付け建技第189号を全部改定、平成24年9月27日付け建技第389号一部改正、平成29年3月27日付け建技第802号一部改正、令和3年3月29日付け建技第889号一部改正、令和5年2月27日付け建技第771号一部改正、令和5年4月11日付け建技第22号一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設関連業務 建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号。以下「規程」という。）第2条に規定する建設関連業務をいう。
- (2) 条件付一般競争入札 規程第2条第2号に規定する条件付一般競争入札をいう。
- (3) 県土整備部各室課 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「規則」という。）第13条第1項に掲げる室及び課をいう。
- (4) 業務担当の長 建設関連業務を発注する県土整備部各室課の長をいう。
- (5) 電子入札システム 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第102条第2項の規定に基づき、建設関連業務の入札手続のうち入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務について、契約当事者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うシステムをいう。

(競争入札の執行依頼)

- 第3 業務担当の長は、条件付一般競争入札又は指名競争入札の方法により受託予定人を決定しようとするときは、競争入札執行依頼書（様式第1号）により、依頼するものとする。
- 2 規程第10条ただし書の規定により指名競争入札の方法による場合は、前項の競争入札執行依頼書に、指名競争入札に付する根拠及び理由を記載しなければならない。
 - 3 業務担当の長は、条件付一般競争入札の方法により受託予定人を決定しようとする委託業務にあつては、競争入札執行依頼書に建設関連業務の競争入札参加資格設定要件票（様式第2-1号）により、条件付一般競争入札参加資格設定における地域要件以外の必要事項を記載し添付しなければならない。
 - 4 業務担当の長は、指名競争入札の方法により受託予定人を決定しようとする委託業務にあつては、競争入札執行依頼書に建設関連業務の競争入札参加者選定要件票（様式第2-2号）により、指名競争入札参加者の選定要件等必要事項を記載し添付しなければならない。
 - 5 建設技術振興課総括課長は、第3項の添付を受けた場合、地域要件の項目に資格設定に係る要件を付した場合に想定される入札参加可能者数を記載しなければならない。

(指名競争入札参加者の指名基準)

第4 指名競争入札を行う場合の入札参加者の指名は、別に定める指名基準により行うものとする。

(競争入札審議会)

第5 次の各号に掲げる委託業務の区分に応じ、当該各号に定める競争入札審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 設計額1億円未満 建設技術振興課建設業振興担当課長（建設技術振興課建設業振興担当課長に事故があるときは、建設技術振興課技術企画指導課長）が主宰し、県土整備部の職員で、別表の左欄に掲げる組織ごとに同表の右欄に掲げる職にあるものが出席して行う会議
- (2) 設計額1億円以上1億5,000万円未満 建設技術振興課総括課長（建設技術振興課総括課長に事故があるときは、建設技術振興課建設業振興担当課長）が主宰し、県土整備部の職員で、別表の左欄に掲げる組織ごとに同表の右欄に掲げる職にあるものが出席して行う会議
- (3) 設計額1億5,000万円以上 道路担当技監（道路担当技監に事故があるときは、河川港湾担当技監）が主宰し、県土整備部の職員で、別表の左欄に掲げる組織ごとに同表の右欄に掲げる職にあるものが出席して行う会議
（審議会の運営）

第6 審議会の運営は、次によるものとする。

- (1) 審議会は、次のことについて審議するものとする。
 - ア 条件付一般競争入札に付する建設関連業務の参加者の資格の設定
 - イ 条件付一般競争入札に付した建設関連業務の落札候補者の資格の確認
 - ウ 指名競争入札に付する建設関連業務の被指名人の選定
 - エ その他建設関連業務の委託契約に関し特に必要な事項
- (2) 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、主宰者の決するところによる。
- (3) 主宰者又は委員が、やむを得ない理由のため審議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- (4) 審議会は、主宰者が必要の都度開催するものとする。なお、審議会の開催日については、可能な限り定例化するよう配慮するものとする。
- (5) 審議会は非公開とする。
- (6) 建設技術振興課総括課長は、審議会の開催にあたっては、条件付一般競争入札の場合は条件付一般競争入札審議会開催通知書（様式第3-1号）により、指名競争入札の場合は指名競争入札審議会開催通知書（様式第3-2号）により行うものとする。
- (7) 主宰者は、審議会の審議に付する事項に応じ、次表に掲げる資料及びその他参考となる資料を審議会等に提出するものとする。なお、主宰者は業務担当の長に対して、審議会に提出する資料及びその他参考となる資料の提出を求めることができる。

審議に付する事項	審議会に提出する資料
ア 条件付一般競争入札の参加者の資格の設定	競争入札審議会資料（様式第4-1号）及び入札公告案
イ 条件付一般競争入札の参加者の資格の確認	入札参加資格確認書類
ウ 入札参加者として指名する業者の選定	競争入札審議会資料（様式第4-2号）
エ その他建設関連業務の委託契約に関し特に必要と認められる事項	審議事項に係る関係資料

- (8) 主宰者は、審議会において審議の対象とする委託業務名、委託施設の名称又は場所等、委託期間、委託業務の概要及び条件付一般競争入札における参加資格要件及び参入見込数、資格確認の内容、指名競争入札の実施理由及び選定理由等を説明するものとする。

なお、主宰者は業務担当の長に前号の資料を求めた場合、業務担当課の担当職員に、審議会に出席させて説明を行なわせることができる。

(9) 主宰者は、必要があると認められるときは、審議会に委員以外の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(10) 審議会における審議結果については、道路担当技監が審議会を主宰した場合は県土整備部長に、建設技術振興課総括課長が審議会を主宰した場合は道路担当技監に、建設技術振興課建設業振興担当課長が審議会を主宰した場合は建設技術振興課総括課長に、それぞれ報告しなければならない。

(11) 主宰者は、審議会の審議結果等を記載した書類を作成し、保管するものとする。

2 建設技術振興課総括課長が条件付一般競争入札又は指名競争入札を行う場合にあっては、業務担当の長は、入札参加者の資格設定に係る技術的適性等に関し、審議会開催の前に建設技術振興課総括課長又は主宰者と協議することができる。

3 審議会の庶務は、建設技術振興課において処理する。

4 関係職員は、審議会の審議内容について、秘密を漏らしてはならない。

(予定価格調書の取り扱い)

第7 業務担当の長は、条件付一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定める予定価格調書を入札日の前日までに建設技術振興課総括課長に送付しなければならない。

2 業務担当の長は、予定価格調書には、建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の最低制限価格制度に関する事務処理要領（平成21年6月29日建技第218号。以下「最低制限価格要領」という。）第3の規定による最低制限価格を記載するものとする。

3 予定価格調書に記載の予定価格及び最低制限価格要領第3の規定による最低制限価格については事前に公表しないものとし、開札までの間、その管理に十分注意するものとする。

(条件付一般競争入札の公告)

第8 建設技術振興課総括課長は、条件付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより必要な入札参加資格等を付して入札公告を行うものとする。

(指名競争入札の指名通知)

第9 建設技術振興課総括課長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより被指名者に通知するものとする。

(委託業務の見積期間)

第10 第8の規定による入札公告又は第9の規定による通知（以下「指名通知」という。）は、入札期日の前日から起算して、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 委託業務1件の設計額が500万円に満たない業務については、1日以上

(2) 委託業務1件の設計額が500万円以上5,000万円に満たない業務については、10日以上

(3) 委託業務1件の設計額が5,000万円以上の業務については、15日以上

(設計図書及び契約条項の閲覧等)

第11 建設技術振興課総括課長は、別に定めるところにより見積期間中、設計図書及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するものとする。

2 建設技術振興課総括課長は、指定した期間において入札参加者から設計図書等に関する質問を受け付けるものとする。

3 建設技術振興課総括課長は、前項の規定による質問について回答を作成し、指定した日までに閲覧又はその他の方法により入札参加者に周知するものとする。

(入札の執行)

第12 入札の執行は、建設技術振興課総括課長が指名する職員（以下「入札執行者」という。）が、別に定めるところにより執行するものとする。

2 入札執行者は、入札執行の結果を入札調書（様式第5号）に記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、入札執行の結果を入札執行者が使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録をもって代えることができる。

（入札の方法等）

第13 入札参加者は、入札公告又は指名通知により指定した日時、方法により入札書を提出しなければならない。

（入札の延期等）

第14 建設技術振興課総括課長又は入札執行者は、次の各号にいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り止めることができる。

（1）天災、地変等により入札執行が困難なとき

（2）入札を公正に執行することができないと認められるとき

（3）競争入札の趣旨が失われると認められるとき

（4）その他やむを得ない事情が生じたとき

（落札決定）

第15 入札執行者は、落札者を決定したときは、直ちに落札者に通知又は告知するものとする。

（入札結果等の公表）

第16 建設技術振興課総括課長及び業務担当の長は、別に定めるところにより入札参加者の名称及び入札結果等を公表するものとする。

（指名停止等）

第17 入札参加者に対し、別に定める建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定。以下「措置基準」という。）に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

（契約の成立要件）

第18 契約は、落札者と決定された者と締結するが、委託契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

（1）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合

（2）措置基準に基づく指名停止措置を受けた場合

2 前項のほか、入札心得又は入札説明書に定めた事由に該当する場合も、当該落札者と契約を締結しない。

（電算処理）

第19 建設技術振興課総括課長及び業務担当の長は、建設工事管理情報システム及び電子入札システムにより必要な事務を処理するものとする。

附 則（平成22年6月29日付け建技第269号）

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に行われた公告その他の申込みの誘引に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月27日付け建技第389号）

1 この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

2 この要綱の施行前に行われた公告その他の申込みの誘引に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日付け建技第 802 号）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行前に行われた公告その他の申込みの誘引に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日付け建技第 889 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日付け建技第 771 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 11 日付け建技第 22 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5関係）

設計額（主宰者）	組織		職
1億円未満 (建設技術振興課 建設業振興担当課 長)	建築関係建設コンサル タント以外の場合	道路建設課	計画調査担当課長
		河川課	河川海岸担当課長
		業務担当室課	担当課長（担当課長 が置かれていない室 課にあつては総括課 長）
	建築関係建設コンサル タントの場合	建築住宅課	営繕課長
		建築住宅課	住宅計画担当課長
		建築住宅課が設計等 の依頼を受けた室課 等	担当課長（担当課長 が置かれていない室 課にあつては総括課 長）
1億円以上1億 5,000万円未満 (建設技術振興課 総括課長)	建築関係建設コンサル タント以外の場合	道路建設課	計画調査担当課長
		河川課	河川海岸担当課長
		業務担当室課	担当課長（担当課長 が置かれていない室 課にあつては総括課 長）
	建築関係建設コンサル タントの場合	建築住宅課	営繕課長
		建築住宅課	住宅計画担当課長
		建築住宅課が設計等 の依頼を受けた室課 等	担当課長（担当課長 が置かれていない室 課にあつては総括課 長）
1億5,000万円以上 (道路担当技監)	建築関係建設コンサル タント以外の場合	県土整備部	河川港湾担当技監
		建設技術振興課	総括課長
		道路建設課	総括課長
		河川課	総括課長
		業務担当室課	総括課長
	建築関係建設コンサル タントの場合	県土整備部	まちづくり担当技監
		建設技術振興課	総括課長
		建築住宅課	総括課長
	建築住宅課が設計等 の依頼を受けた室課 等	総括課長等	